

「MCS 運用ポリシー」

一般社団法人朝霞地区医師会

平成29年1月1日施行

平成29年6月12日法改正に伴う改訂

令和元年5月1日改元に伴う改訂

目 次

	頁
はじめに	1
目的（第1条）	2
法令及びガイドライン（第2条）	2
利用申込（第3条）	2
連携元事業所（第4条）	2
連携元事業所の責務（第5条）	2
患者同意（第6条）	2
MCS管理者の設置（第7条）	2
MCS管理者の責務（第8条）	2
従業者への教育と誓約（第9条）	3
MCS利用上の留意事項（第10条）	3
MCSのID・パスワード管理（第11条）	3
IT機器のセキュリティ対策（第12条）	3～4
その他（第13条）	4
附則	4
MCS利用上の留意事項	5
別紙様式1：メディカルケアステーション（MCS）利用に係る連携守秘誓約書	
別紙様式2：メディカルケアステーション（MCS）利用に係る連携情報保持に関する誓約書	
別紙様式3：誓約同意書	
別紙様式4：在宅医療における個人情報使用同意書	

一般社団法人朝霞地区医師会

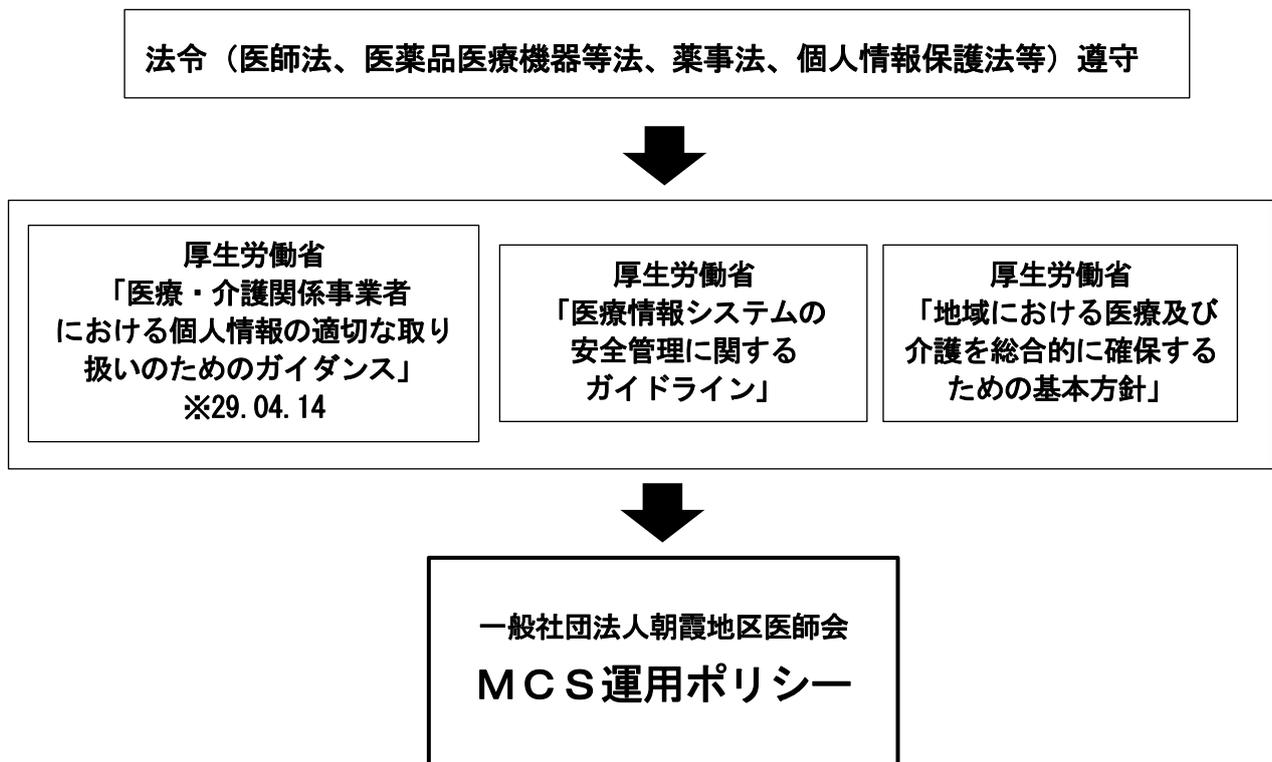
MCS運用ポリシー

はじめに

医療介護の現場では、「医師法、医薬品医療機器等法、薬事法、個人情報保護法」に関する法律などの法令遵守はもちろん、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」や「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」など、これらのガイドラインに則って、システムの適正な運用を行っていく必要がある。

本運用ポリシーは、株式会社日本エンブレースが提供する医療介護専用のコミュニケーションシステム「メディカルケアステーション」（以下、MCS）を利用するにあたって各種法令の遵守、ガイドライン等を考慮しながら最適な個人情報管理、運用ができるように作成した。記載されている内容は、MCSを利用する事業所及び従業員が適用の対象となる。

本運用ポリシーは、MCS V2.0の機能をベースに記載されており、法令や厚生労働省等の各種ガイドラインの改訂やMCSの機能強化などに伴って必要に応じて改訂される場合がある。



(目的)

第1条 この運用ポリシーは、メディカルケアステーション（以下、「MCS」という。）で使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取り扱い及び管理に関する事項を定め、MCSを適正に利用することに資することを目的とする。

(法令及びガイドライン)

第2条 事業者は医師法、医薬品医療機器等法、薬事法、個人情報保護法等の各種法令を遵守し、以下のガイドラインを十分理解したうえで、MCSを利用することとする。

- ・ 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 最新版
- ・ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス 最新版

(利用申込)

第3条 新たにMCSを利用する事業所は一般社団法人朝霞地区医師会に対して「メディカルケアステーション（MCS）利用に係る連携守秘誓約書」及び「メディカルケアステーション（MCS）利用に係る連携情報保持に関する誓約書」を熟読の上、「誓約同意書」を提出し、MCSの適正な運用に努めるものとする。

「メディカルケアステーション（MCS）利用に係る連携守秘誓約書」 別紙様式1
「メディカルケアステーション（MCS）利用に係る連携情報保持に関する誓約書」 別紙様式2
「誓約同意書」 別紙様式3

(連携元事業所)

第4条 患者の情報共有を行う場合は、該当する患者を管理する事業所が「連携元事業所」となり、患者情報の管理及び参加メンバーの管理を行う。

(連携元事業所の責務)

第5条 連携元事業所は、以下の業務を行う。

- ・ MCSのグループ登録及び削除管理
- ・ MCSの各グループへのユーザーの招待及び解除

(患者同意)

第6条 連携元事業所は、MCSで情報共有を行うにあたって、患者もしくはその家族と「在宅医療における個人情報使用同意書」を交わし、双方が所持するものとする。

「在宅医療における個人情報使用同意書」 別紙様式4

(MCS管理者の設置)

第7条 事業所管理者は、必要な情報にアクセスが許可されている従事者だけがアクセスできる環境を維持するために、MCS管理者を設置し、MCSの管理運用を行う。MCS管理者は、事業所ごとに必ず1名設置する。

(MCS管理者の責務)

第8条 MCS管理者はMCSの適正な利用がされるように、以下の業務を行う。

- ・ MCSの患者情報、個人情報等の管理全般
- ・ MCSで利用するIT機器の管理
- ・ MCSのIDの管理
- ・ MCSの各グループへ招待されたメンバーの招待承認及び解除
- ・ MCSへの事業所内スタッフ登録及び削除
- ・ MCSで運用上の問題が発生した場合、一般社団法人朝霞地区医師会へ報告

(従業者への教育と誓約)

第9条 事業所管理者は、MC Sを利用する従事者と守秘義務に関する誓約書を交わす。なお、既に守秘義務に関する誓約書を取り交わしている場合は、省略できるものとする。また、事業所管理者は、MC S管理者及びユーザーに対して定期的に教育を行うこと。

従事者への誓約書の記載内容のポイントは以下のとおりである。

「メディカルケアステーション (MC S) 利用に係る連携情報保持に関する誓約書」別紙様式2

- (1) 従業者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者等の個人情報のみならず、事業所内で知り得た業務に関連する一切の情報をも許可なく外部に提供してはならない。
- (2) 退職後も、知り得た情報を漏えいしない。
- (3) IT機器について、適切な取扱い及び管理を行う。
- (4) 事業者が定めた利用目的外での使用を禁止する。
- (5) 患者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しない。

(MC S利用上の留意事項)

第10条 連携元事業所、MC S管理者及びユーザーは別紙【MC S利用上の留意事項】に留意して、MC Sを利用する。

(MC SのID・パスワード管理)

第11条 MC SのID及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意を払ってユーザー個人が管理し共有しない。
- (2) 事業所や部署のメールアドレスや個人的なメールアドレスをIDに利用することはできない。利用できるメールアドレスがない場合は、新たに取得する。
- (3) 一つのIDを複数人で共有しない。
- (4) パスワードは、英数混合8文字以上とし、定期的（最長で2か月に1回）に必ず変更する。
- (5) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトする。
- (6) スマホ、タブレットやパソコンなど、利用するすべての端末にはロックをかける。

(IT機器のセキュリティ対策)

第12条 IT機器のセキュリティ対策については、以下の事項により管理することを実施する。その他、検討事項は事業所内で実現可能かどうか話合う。

- (1) 情報機器に対して起動時パスワード（英数混合6文字以上が望ましいが、利用端末により設定が不可能である場合には4文字以上とする。）を設定すること。設定にあたっては推定しやすいパスワードを避け、定期的にパスワードを変更すること。
- (2) 情報機器には、ファイル交換ソフト（Winny等）や定められている以外のアプリケーションをインストールしない。
- (3) 情報機器には適切なウイルス対策ソフトをインストールしておくこと。
- (4) ブラウザはIDやパスワードを記憶する設定にしないこと。
- (5) OS、ブラウザは利用しているソフトが利用可能な範囲で定期的にバージョンアップする。
- (6) MC Sの操作においては、定められた手順を守り、情報のダウンロード、コピーやスクリーンショットの取得を行わないこと。
- (7) 個人所有の機器を利用せず、事業所で管理されている機器を利用する。なお、事業所で管理されている機器が使用できなくなった場合は、MC S管理者へその旨を書面にて報告し、個人所有の機器の利用承認を得る。
- (8) 情報及び情報機器を持ち出す場合には、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的、期間等を書式でMC S管理者に届け出て、承認を得ること。
- (9) 都合により利用していた機器が他者の手に渡る場合は、機器内のデータを削除し、閲覧できないようにする。
- (10) リモートワイプサービスを利用する。

- (11) 緊急回線停止サービスを利用する。
- (12) 端末管理・利用者管理（MDM）サービスを利用することを検討。
- (13) ユーザー個人所有の端末を業務で使用する場合には、事業所ごとの判断で紛失時等の情報漏洩リスクを考慮し、運用を行うものとする。

(その他)

第13条 その他、この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、事業者がこれを別に定め、一般社団法人朝霞地区医師会に届け出るものとする。

附則

第1条 この規程は平成29年1月1日から施行する。

【MCS利用上の留意事項】

(1) 連携元事業所

- ・ 患者単位のグループを作り、このグループに必要なある医療介護従事者を招待する。1つのグループで複数の患者個人情報が混在するような運用は避ける。
- ・ 連携元事業所は、該当するユーザーが辞めた時や担当から外れた時には、スタッフ削除や参加している患者グループのメンバーから解除するなど適切な処理を行う。また定期的に、患者グループごとに、参加しているメンバーが適切であるかどうかの精査を行う。

(2) MCS管理者

- ・ MCS管理者は、MCSを利用しなくなった患者について、「保管機能」を使って速やかに保管庫に移す。
- ・ MCS管理者は、MCSの安全かつ適正な運用管理を図り、ユーザーの不正利用が発生した場合等は、そのユーザーのMCSの利用を制限もしくは禁止する権限を有する。
- ・ MCS管理者も、以下に示すMCSユーザーの利用方法を遵守する。

(3) MCSユーザー

- ・ 情報セキュリティに十分に注意し、MCSのIDやパスワードを事業所スタッフを含む利用者本人以外の者に利用させたり、情報提供してはならない。
- ・ 患者グループに招待を受けたユーザーは、自分がその患者グループに参加することがふさわしいかどうかを判断してから、招待の受理を行う。
- ・ 各患者グループへの書き込みは、その患者に関することのみとし、別の患者の情報を書き込まない。
- ・ 各患者グループへの書き込みは、MCSの位置づけを十分理解した上で、適切な範囲内での情報共有の場として利用する。
- ・ MCSのグループごとに常にだれが参加しているのかをわかりやすくするためにも、MCSの個人設定で、スタッフごとにプロフィール、顔写真を登録する。
- ・ 自分が担当からはずれた時には、該当する患者グループから、「解除」を行う。
- ・ 事業所を辞めた時など、MCSを利用する必要がなくなった時は、「メディカルケアステーション (MCS) 利用に係る連携情報保持に関する誓約書」に基づいて、必要な手続きを行う。
- ・ MCSユーザーは、書き込みに際して、その情報に責任を有する。
- ・ MCSユーザーは、MCSのシステム異常を発見した場合、または使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかにMCS管理者に報告し、その指示に従うこと。
- ・ MCSユーザーは、不正アクセスを発見した場合、速やかにMCS管理者に連絡しその指示に従うこと。

メディカルケアステーション（MCS）利用に係る連携守秘誓約書

一般社団法人朝霞地区医師会
会長 村山 正昭 殿

（連携情報保持の誓約）

第1条 私は、メディカルケアステーションを利用する事業所の管理者として、メディカルケアステーションを利用する従事者が法令（法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、事務ガイドライン等を含む。）を遵守するとともに、「一般社団法人朝霞地区医師会 MCS運用ポリシー」（以下、「運用ポリシー」という。）に基づき、次の①から③の情報（以下、「連携情報」という。）の一切を許可なく開示、漏えい又は使用しないよう管理することを誓約します。

- ① 患者、患者の家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の個人情報（氏名、生年月日、住所、病歴、治療歴、提供するサービスの計画、提供したサービス内容等のほか、特定の個人を識別することができるものを含む。）
- ② その他連携業務内で知り得た情報（患者、患者の家族及び連携業務に関わる者、並びにこれらの関係者の一切の情報はもちろんのこと、それ以外の連携業務内における情報も含む。）
- ③ その他業務に関連して知り得た情報（業務に関連して第三者から提供された情報を含むがこれに限られない。）

（連携情報の管理等）

第2条

- 1 私は、従事者が連携情報（紙媒体のものだけでなく、電子データも含む。）を使用するにあたって、連携情報を許可なく複製したり、外部に持ち出したり、又は外部に送信したりしないように監督・指導します。
- 2 私は、機器（携帯電話、ノートパソコンを含むがこれらに限られない。）を業務で使用する場合には、運用ポリシーに基づき機器の管理を行います。また、許可を得た機器に保存されている情報については、業務上不要となった時点で速やかに消去するものとします。
- 3 私は、従事者に対して個人情報保護やIT機器のセキュリティについて定期的に教育を実施します。

（利用目的外での使用の禁止）

第3条 私は、当該情報を連携業務以外で利用しないものとし、患者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切致しません。

（退職後の連携情報保持の誓約）

第4条 私は、連携を離脱した後も、連携情報の一切を、許可なく開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

（損害賠償）

第5条 私は、本誓約書の各条の規定に違反した場合、誠意をもって損害賠償の責を負います。

《誓約フロー》



メディカルケアステーション（MCS）利用に係る 連携情報保持に関する誓約書

（事業所名称）
管理者（氏名） 殿

（連携情報保持の誓約）

第1条 私は、貴事業所の業務の従業者として、法令（法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、事務ガイドライン等を含む。）及び貴事業所内の諸規定（就業規則、マニュアル等を含む。）を遵守するとともに、次の①から③の情報（以下、「連携情報」という。）の一切を、貴事業所の許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

- ① 患者、患者の家族及び貴事業所に関わる者並びにこれらの関係者の一切の個人情報（氏名、生年月日、住所、病歴、治療歴、提供するサービスの計画、提供したサービス内容等のほか、特定の個人を識別することができるものを含む。）
- ② その他貴事業所内で知り得た情報（患者、患者の家族及び貴事業所に関わる者、並びにこれらの関係者の一切の情報はもちろんのこと、それ以外の貴事業所内における情報も含む。）
- ③ その他業務に関連して知り得た情報（業務に関連して第三者から提供された情報を含むがこれに限られない。）

（連携情報の管理等）

第2条

- 1 私は、取得した情報（紙媒体のものだけでなく、電子データも含む。）を貴事業所の許可なく複写したり、外部に持ち出したり、送信しません。
- 2 私は、貴事業所以外の機器（携帯電話、パソコン、タブレット等の情報端末）を業務で使用する場合には、必ず書面による許可を得るものとし、それ以外は使用しません。
また、許可を得た機器に保存されている情報については、業務上不要となった時点で速やかに消去するものとします。
- 3 私は、不正な手段を用いたり、与えられた権限を越えたアクセスはしません。

（利用目的外での使用の禁止）

第3条 私は、当該情報を貴事業所が定める目的以外で利用しないものとし、患者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切致しません。

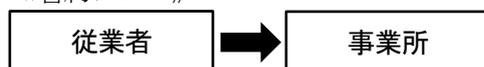
（退職後の連携情報保持の誓約）

第4条 私は、貴事業所を退職した後も、連携情報の一切を、貴事業所の許可なく開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

（損害賠償）

第5条 私は、本誓約書の各条の規定に違反した場合、一切の損害を賠償することを誓約します。

《誓約フロー》



誓約同意書

私は、「メディカルケアステーション（MCS）利用に係る連携守秘誓約書」、「メディカルケアステーション（MCS）利用に係る連携情報保持に関する誓約書」に基づき、「一般社団法人朝霞地区医師会 MCS運用ポリシー」と各種関連ガイドラインを遵守し、MCSを利用する施設、MCS利用者としての責任を理解の上、誓約致します。

誓約日：令和 年 月 日

事業所名 _____

事業所所在地 _____

TEL () / FAX ()

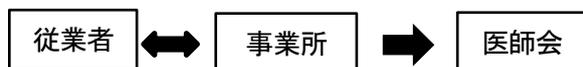
管理者氏名 _____ 印

利用者

No.	登録日	(ふりがな) 氏名	職種	印 登録時のみ
	解除日		メールアドレス	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※利用者の登録・解除に関しては、本紙をもって医師会が把握できるものとし、事業所管理者の変更や従業員の把握が困難になった場合は、本届出を再提出するものとする。

《提出フロー》



提出先（原本を下記住所宛にお送りください）
 朝霞地区医師会地域包括ケア支援室
 〒351-0104 埼玉県和光市南1-23-1
 和光市総合福祉会館2階
 電話 048(465)6575

在宅医療における個人情報使用同意書

患者様の円滑な在宅での療養（医療）を実現するためには、患者様をとりまくご家族様、医療従事者、介護従事者、その他の関係者が適切に連携していく必要があります。そのため、下記の事項をご了承いただいた上で、署名・押印をお願いします。

記

- 1 在宅医療を行うにあたっては、担当医を含め医療・介護関係者間での情報共有・連携が必要です。共有する情報には、今までの診療経過や薬の情報等を含み、患者様の重要な情報を使用させていただきます。
- 2 円滑なご自宅での療養生活を継続していただくために、医療・介護及びその他の関係者が適切と認める通信手段にて、患者様に係る個人情報を共有・提供させていただきます。
- 3 その他必要な情報については、適宜患者様、ご家族様の同意の上、使用します。

以上

令和 年 月 日

私は、上記事項について説明を受け、いずれも同意します。

<患者様>

氏 名	Ⓜ
住 所	

<ご家族様>

氏 名	Ⓜ	続 柄
住 所		

患者本人は、身体の状況等により署名等ができないため、患者本人の意思を確認のうえ、私が代筆しました。

<署名代筆者>

氏 名	Ⓜ	続 柄
住 所		

